

# **第2次奥州市行政経営改革プラン**

## **実施項目編**

～地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまちの実現をめざして～

**令和4年5月**

(令和5年4月改訂)  
(令和6年4月改訂)

**奥 州 市**

## 目 次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 第2次行政経営改革プランの体系     | 1  |
| 2 第2次行政経営改革プラン実施項目一覧表 |    |
| (1) 職員の意識改革と組織の適正化    | 2  |
| (2) 行政サービスの質の向上       | 4  |
| (3) 安定的かつ柔軟な財政運営      | 8  |
| (4) 市民参画と協働の推進        | 16 |

# 1 第2次行政経営改革プランの体系

## 奥州市総合計画

～地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまち 奥州市～

実現のための  
経営改革

## 第2次行政経営改革プラン

### 【経営改革の基本理念】

経営資源（職員・組織、資産、資金、情報）を最大限に活用した  
公民連携のパートナーシップ型のまちづくり

### 【経営改革の目的】

暮らしの安全・安心を堅持する持続可能な行政運営の確立

| 目標区分             | 取組項目            |                     | 実施項目 |
|------------------|-----------------|---------------------|------|
| 1 職員の意識改革と組織の適正化 | (1) 人材育成と能力開発   | ① 人事評価の定着と研修制度の充実   |      |
|                  |                 | ② 公務員倫理と法令遵守の徹底     |      |
| 2 行政サービスの質の向上    | (2) 効率的な組織づくり   | ① 組織体制の適正化          |      |
|                  |                 | ② 職員定員の適正化          |      |
| 3 安定的かつ柔軟な財政運営   | (1) 市民サービスの充実   | ① 行政手続きの簡素化と利便性の向上  |      |
|                  |                 | ② 積極的な情報発信          |      |
| 4 市民参画と協働の推進     | (2) アウトソーシングの推進 | ① 施設運営・事務事業の民間委託    |      |
|                  |                 | ② 施設運営・事務事業の民間移譲    |      |
| 3 安定的かつ柔軟な財政運営   | (1) 財源の確保       | ① 収納率向上             |      |
|                  |                 | ② 自主財源の確保           |      |
|                  | (2) 事務事業の見直し    | ① 質・量の適正化           |      |
|                  |                 | ② 業務の効率化            |      |
|                  | (3) 市有財産の適正管理   | ① 施設の適正な維持管理        |      |
|                  |                 | ② 保有財産の有効活用と整理統合    |      |
|                  | (4) 財務状況の長期的な管理 | ① 長期債務と基礎的財政収支の適正化  |      |
|                  |                 | ② 歳出見直しによる財政規模の適正化  |      |
|                  | (1) 市民力・地域力の活用  | ① 自治組織や各種団体の自立支援と連携 |      |
|                  |                 | ② 市民参画の推進と多様な人材の育成  |      |

## 2 第2次行政経営改革プラン実施項目一覧表

| プラン体系<br>大<br>中<br>小 | 連番     | 管理<br>番号                      | 実施項目名  | 実施内容             | 担当課 |
|----------------------|--------|-------------------------------|--|------------------|-----|
| 1 職員の意識改革と組織の適正化     |        |                               |  |                  |     |
| (1) 人材育成と能力開発        |        |                               |  |                  |     |
| ① 人事評価の定着と研修制度の充実    |        |                               |  |                  |     |
| 1                    | 111-01 | 人事評価制度の実施                     | 人材育成を推進するための具体的な方策として、「研修」と「人事評価」を車の両輪として捉え、互いにかかわりを保ちながら効果的な人材育成を行う。        | 総務部<br>総務課       |     |
| 2                    | 111-02 | 効果的な人材登用の実施                   | 次代を担う人材育成と組織の活性化の観点から、年齢及び性別にとらわれず実績、実力、意欲等を総合的に判断し人材登用を実施する。                | 総務部<br>総務課       |     |
| 3                    | 111-03 | 職員提案制度の導入                     | 行政サービスの向上を図るとともに、経営改革に対する職員の参加意識を高めるため、職員が事務事業の改善案等をより積極的に提案できる仕組みを構築し、導入する。 | 総務部<br>行革デジタル戦略課 |     |
| 4<br>新               | 111-04 | デジタル人材の育成                     | 職員のデジタル技術やデータ活用などデジタルリテラシー向上のための研修を開催し、DX推進のための人材を育成する。                      | 総務部<br>行革デジタル戦略課 |     |
| ② 公務員倫理と法令遵守の徹底      |        |                               |  |                  |     |
| 5                    | 112-01 | 職員コンプライアンス指針に基づく公務員倫理と法令順守の徹底 | 職員コンプライアンス指針に基づき、法令遵守を徹底するとともに、研修を通じて公務員としての倫理観の養成を図る。                       | 総務部<br>総務課       |     |
| (2) 効率的な組織づくり        |        |                               |  |                  |     |
| ① 組織体制の適正化           |        |                               |  |                  |     |
| 6                    | 121-01 | 長時間労働の縮減によるワーク・ライフ・バランスの適正化   | 適正な職員の配置等により長時間労働の現場を減らし、家庭、地域等での活動の時間を確保し、適正なワーク・ライフ・バランスを保つ。               | 総務部<br>総務課       |     |
| 7                    | 121-02 | 簡素で効率的な組織機構への見直し              | 常に簡素で効率的な組織機構としつつ、新たな課題に取り組むことが出来るよう、毎年度組織機構の見直しを図る。                         | 総務部<br>行革デジタル戦略課 |     |
| 8<br>新               | 121-03 | 定年延長制度の整備                     | 令和5年4月の定年延長制度の導入に向け、任用、服務、勤務条件等に係る条例、規則等の所要の整備を行う。                           | 総務部<br>総務課       |     |
| ② 職員定員の適正化           |        |                               |  |                  |     |
| 9                    | 122-01 | 職員定数の適正化                      | 定年延長制度の導入に伴って定員管理計画を改めるとともに、事務事業や業務執行体制を見直しながら、職員数を計画的に管理する。                 | 総務部<br>総務課       |     |

| 年度別の達成目標   |          |       |       |       |  |
|--|----------|-------|-------|-------|--|
| 令和4年度  | 令和5年度    | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |  |
| ・人事評価結果を勘勉手当・昇任・昇格及び分限に反映する。<br>・評価者及び被評価者研修を実施する。<br>・適時、検討・見直しを行う。 |          |       |       |       |  |
| 人事評価結果の活用等を通じ、効果的な人材登用を実施する。   |          |       |       |       |  |
| 職員提案制度を構築する。   |          |       |       |       |  |
| DX支援業務等による研修を3回開催する。   | ⇒        | ⇒     | ⇒     | ⇒     |  |
| 時期に応じたテーマを精査のうえ、研修を実施する。   | ⇒        | ⇒     | ⇒     | ⇒     |  |
| 時間外勤務手当を（令和元年度実績比）年間5,000円削減する。                                      | ⇒        | ⇒     | ⇒     | ⇒     |  |
| 組織ヒアリングを通じたニーズ把握により適切な組織機構の見直しを行う。                                   | ⇒        | ⇒     | ⇒     | ⇒     |  |
| 条例、規則等の所要の整備を行う。   | 制度を導入する。 |       |       |       |  |
| 事務事業や業務執行体制を見直しながら、定員管理計画に基づき職員数を計画的に管理する。                           | ⇒        | ⇒     | ⇒     | ⇒     |  |

| プラン体系<br>大         | 連番     | 管理<br>番号          | 実施項目名  | 実施内容                      | 担当課 |
|--------------------|--------|-------------------|--|---------------------------|-----|
| 中                  |        |                   |  |                           |     |
| 小                  |        |                   |  |                           |     |
| 2 行政サービスの質の向上      |        |                   |  |                           |     |
| (1) 市民サービスの充実      |        |                   |  |                           |     |
| ① 行政手続きの簡素化と利便性の向上 |        |                   |  |                           |     |
| 10                 | 211-01 | コンビニ交付の充実         | 休日、夜間のサービス対応のためコンビニ交付を充実させるとともに、マイナンバーカードの対応により利用者数の増加を図る。   | 総務部<br>行革デジタル戦略課          |     |
| 11<br>新            | 211-02 | 行政手続きのオンライン化      | 市民の利便性を向上させるため、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能とするなど、行政手続きについて、オンライン化を進める。   | 総務部<br>行革デジタル戦略課          |     |
| 12<br>新            | 211-03 | キャッシュレス決済の導入      | 市民の利便性向上及び業務効率化のため、窓口における各種証明書のキャッシュレス決済を導入する。   | 総務部<br>行革デジタル戦略課          |     |
| 13<br>新            | 211-04 | 公共施設予約管理システムの導入   | 市民の利便性向上及び業務効率化のため、使用料のキャッシュレス決済機能を持たせた公共施設予約管理システムを導入する。  | 総務部<br>行革デジタル戦略課          |     |
| 14<br>新            | 211-05 | 競争参加資格申請受付システムの導入 | 入札等参加業者の利便性向上及び業務効率化のため、競争参加資格申請の手続きをインターネット上で行えるシステムを導入する。  | 財務部<br>財政課                |     |
| ② 積極的な情報発信         |        |                   |  |                           |     |
| 15                 | 212-01 | 広報業務への情報発信ツールの活用  | 効果的な広報誌のあり方を検討するとともに、市のホームページに地域別・年代別のコンテンツを整備し、誰もがわかりやすく、使いやすい「住民御用達」ホームページとして全面リニューアルする。また、SNSなどを活用した情報発信を行い、即時性やメディアの多様化による広報効果の向上を図り、経営改革に不可欠な行政情報の「見える化」を促進させる。 | 政策企画部<br>未来羅針盤課           |     |
| 16<br>新            | 212-02 | 市民の意見を聞く機会の拡充     | 市政懇談会など複数ある既存の広聴の枠組みを整理するとともに、特に女性や若者の参加を促す新たな仕組みを設けるなど、市民の意見を聞く機会の拡充を図る。  | 政策企画部<br>未来羅針盤課           |     |
| 17<br>新            | 212-03 | 公共施設運営の「見える化」の実施  | 公共施設の現状や課題に関する共通理解を深めるため、施設個別の運営情報に関する資料及び現状や課題を簡潔にまとめた資料を作成し公表する。   | 総務部<br>行革デジタル戦略課          |     |
| (2) アウトソーシングの推進    |        |                   |  |                           |     |
| ① 施設運営・事務事業の民間委託   |        |                   |  |                           |     |
| 18                 | 221-01 | PPP/PFIの活用の推進     | 多様なPPP/PFI手法の導入を検討するための規程等を定め、民間の資金・ノウハウの活用を推進し、公共施設等の整備、運営等の効率化を図る。   | 総務部<br>行革デジタル戦略課          |     |
| 19                 | 221-02 | 衣川ふるさと自然塾等の民間運営   | 他の類似施設において、指定管理等による民間の活力を活用した効率的で効果的な施設運営を行っていくことから民間による運営へ移行する。   | 商工観光部<br>商業観光課<br>観光施設対策室 |     |

| 年度別の達成目標  |  |                                  |                                  |                                |
|---|--|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 令和4年度   | 令和5年度  | 令和6年度                            | 令和7年度                            | 令和8年度                          |
| 証明書総交付枚数に対するコンビニ交付数の割合を12.0%にする。<br>・「特に国民の利便性向上に資する手続とされた」32手続でオンライン手続開始<br>・オンライン手続追加検討開始 | 証明書総交付枚数に対するコンビニ交付数の割合を12.5%にする。                       | 証明書総交付枚数に対するコンビニ交付数の割合を13.0%にする。 | 証明書総交付枚数に対するコンビニ交付数の割合を13.5%にする。 | 証明書総交付枚数に対するコンビニ交付数の割合を14%にする。 |
| 導入検討  | オンライン予約運用開始<br>キャッシュレス決済開始                             |                                  |                                  |                                |
| 導入検討<br>運用開始  |  |                                  |                                  |                                |
| 広報等のあり方の検討  | ホームページのリニューアル  |                                  |                                  |                                |
| 新たな広聴の枠組みの検討  | 新たな枠組みによる広聴事業の実施                                       | ⇒                                | ⇒                                | ⇒                              |
| 施設個別の運営情報に関する資料及び公共施設白書の内容検討  | 施設個別の運営情報に関する資料及び現状や課題をまとめた資料の作成・公表                    | ⇒                                | ⇒                                | ⇒                              |
| PPP/PFI手法導入優先的検討規程及び導入手順書の作成、府内周知<br>当該施設への指定管理者制度導入適否及び引受け可能事業者の調査                         | 施設整備等の際にPPP/PFI手法の導入検討実施<br>(条件が整えば、) 指定管理者制度導入のための手続き | ⇒                                | ⇒                                | ⇒                              |
| (指定管理者が決定すれば) 指定管理者による運営開始  |  | ⇒                                | ⇒                                |                                |

| プラン体系<br>大              | 連番<br>中 | 管理<br>番号<br>小 | 実施項目名                                | 実施内容  | 担当課                       |
|-------------------------|---------|---------------|--------------------------------------|---|---------------------------|
| <b>② 施設運営・事務事業の民間移譲</b> |         |               |                                      |   |                           |
|                         | 20      | 222-01        | <b>黒石寺休憩所の民間移譲</b>                   | 休憩所は収益事業を含め多様な施設の活用が可能な民間事業者に移譲し、市はトイレのみの管理とする。   | 商工観光部<br>商業観光課<br>観光施設対策室 |
|                         | 21      | 222-02        | <b>正法寺休憩所の民間移譲</b>                   | 休憩所は収益事業を含め多様な施設の活用が可能な民間事業者に移譲し、市はトイレのみの管理とする。   | 商工観光部<br>商業観光課<br>観光施設対策室 |
|                         | 22      | 222-03        | <b>越路スキー場の民間移譲</b>                   | 市場性の高い事業に係る施設であり、民間の力を活用して、より効果的な運営を行うため、民間移譲を目指すこととするが、先ずは、市営3スキー場のあり方（適正な施設数、それを踏まえた各施設の継続の是非、継続させる場合の当面の運営方法、民間移譲の進め方等）を検討し、方針を決定する。 | 商工観光部<br>商業観光課<br>観光施設対策室 |
|                         | 23      | 222-04        | <b>ひめかゆスキー場（ひめかゆ健康の森）の民間移譲</b>       | 市場性の高い事業に係る施設であり、民間の力を活用して、より効果的な運営を行うため、民間移譲を目指すこととするが、先ずは、市営3スキー場のあり方（適正な施設数、それを踏まえた各施設の継続の是非、継続させる場合の当面の運営方法、民間移譲の進め方等）を検討し、方針を決定する。 | 商工観光部<br>商業観光課<br>観光施設対策室 |
|                         | 24      | 222-05        | <b>国見平スキー場の民間移譲</b>                  | 市場性の高い事業に係る施設であり、民間の力を活用して、より効果的な運営を行うため、民間移譲を目指すこととするが、先ずは、市営3スキー場のあり方（適正な施設数、それを踏まえた各施設の継続の是非、継続させる場合の当面の運営方法、民間移譲の進め方等）を検討し、方針を決定する。 | 商工観光部<br>商業観光課<br>観光施設対策室 |
|                         | 25      | 222-06        | <b>前沢温泉保養交流館の民間移譲</b>                | 市場性の高い事業に係る施設であり、市が運営する必要性の検討を踏まえ、民間の力を活用して、より効果的な運営を行うため、民間移譲を実施する。  | 商工観光部<br>商業観光課<br>観光施設対策室 |
|                         | 26      | 222-07        | <b>黒竜温泉（高齢者コミュニティセンター）の民間移譲</b>      | 市場性の高い事業に係る施設であり、市が運営する必要性の検討を踏まえ、民間の力を活用して、より効果的な運営を行うため、民間移譲を実施する。  | 商工観光部<br>商業観光課<br>観光施設対策室 |
|                         | 27      | 222-08        | <b>国見平温泉（いきいき交流館、いきいき健康ランド）の民間移譲</b> | 市場性の高い事業に係る施設であり、市が運営する必要性の検討を踏まえ、民間の力を活用して、より効果的な運営を行うため、民間移譲を実施する。  | 商工観光部<br>商業観光課<br>観光施設対策室 |
|                         | 28      | 222-09        | <b>国民宿舎サンホテル衣川庄の民間移譲</b>             | 市場性の高い事業に係る施設であり、市が運営する必要性の検討を踏まえ、民間の力を活用して、より効果的な運営及びサービスを実施するため、民間移譲を実施する。  | 商工観光部<br>商業観光課<br>観光施設対策室 |

| 年度別の達成目標                     |   |  |       |       |
|------------------------------|---|--|-------|-------|
| 令和4年度                        | 令和5年度   | 令和6年度  | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 市場調査及び譲受者公募を実施し、年度内に民間譲渡を行う。 |   |  |       |       |
| 市場調査及び譲受者公募を実施し、年度内に民間譲渡を行う。 |   |  |       |       |
| できる限り早期に方針を決定し、方針に基づいた運営を行う。 |   |  |       |       |
| できる限り早期に方針を決定し、方針に基づいた運営を行う。 |   |  |       |       |
| できる限り早期に方針を決定し、方針に基づいた運営を行う。 |   |  |       |       |
| 民間譲渡に向け、市場調査及び譲受者公募を実施する。    | 日帰り温泉の民間移譲に向けた基本方針の見直しにより、令和9年度からの民間運営を目指して指定管理者制度による運営を継続する。 | 令和9年度からの民間運営を見据え、指定管理者制度による運営を継続する。                          | ⇒     | ⇒     |
| 民間譲渡に向け、市場調査及び譲受者公募を実施する。    | 日帰り温泉の民間移譲に向けた基本方針の見直しにより、令和9年度からの民間運営を目指して指定管理者制度の手続きを実施する。  | 日帰り温泉の民間移譲に向けた基本方針の見直しにより、令和9年度からの民間運営を目指して指定管理者制度の手続きを実施する。 |       |       |
| 民間譲渡に向け、市場調査及び譲受者公募を実施する。    | 日帰り温泉の民間移譲に向けた基本方針の見直しにより、令和9年度からの民間運営を目指して指定管理者制度の手続きを実施する。  | 日帰り温泉の民間移譲に向けた基本方針の見直しにより、令和9年度からの民間運営を目指して指定管理者制度の手続きを実施する。 |       |       |
| 市修繕工事の実施及び譲受者に施設引渡し（譲渡）。     |   |  |       |       |

| プラン体系<br>大 | 連番 | 管理<br>番号 | 実施項目名                       | 実施内容  | 担当課        |
|------------|----|----------|-----------------------------|---|------------|
| 中          |    |          |                             |   |            |
| 小          |    |          |                             |   |            |
|            | 29 | 222-10   | <b>江刺農業活性化センターの民間移譲</b>     | 農用地の利用調製及び担い手の育成を図るため、JA江刺本店に併設し、同JAに管理委託しているが、施設はJAの活動に使用されることが多いため、JAに移譲する。 | 農林部<br>農政課 |
|            | 30 | 222-11   | <b>江刺ふるさと市場の民間移譲</b>        | 地域農産物等の地産地消を進めるための販売施設であり、官民の役割分担の観点から、現在の指定管理者であるJA江刺に移譲する。                  | 農林部<br>農政課 |
|            | 31 | 222-12   | <b>衣川食材供給施設（古都の遊食）の民間移譲</b> | 地域農産物等の地産地消を進めるための販売施設であり、官民の役割分担の観点から、民間移譲を含め検討する。                           | 農林部<br>農政課 |
|            | 32 | 222-13   | <b>衣川民芸屋敷（んめえがすと）の民間移譲</b>  | 地域農産物等の地産地消を進めるための販売施設であり、官民の役割分担の観点から、民間移譲を含め検討する。                           | 農林部<br>農政課 |

### 3 安定的かつ柔軟な財政運営

#### (1) 財源の確保

##### ① 収納率向上

|    |        |                             |   |                   |
|----|--------|-----------------------------|---|-------------------|
| 33 | 311-01 | <b>市税の収納率維持向上対策</b>         | 一斉催告、市税コールセンターによる電話催告及び納税相談等を行うとともに、特別徴収の推進の取組を実施し、過去3年間（平成30年度～令和2年度）実績平均の現年分収納率98.56%、滞納額越分収納率24.80%の収納率を維持する。  | 財務部<br>納税課<br>税務課 |
| 34 | 311-02 | <b>介護保険料の収納率維持向上対策</b>      | 徴収担当職員の配置により現年分の収納率低下傾向に歯止めをかけるとともに、滞納者の生活実情の把握等による適切な個別対応に努め、過去3年間（平成30年度～令和2年度）実績平均の現年分収納率99.49%、滞納額越分収納率27.42%の収納率を維持する。   | 福祉部<br>長寿社会課      |
| 35 | 311-03 | <b>後期高齢者医療保険料の収納率維持向上対策</b> | 納付相談等の実施に加え、生活水準や保有資産を把握したうえでの差し押さえ等の実施を検討し、直近3か年（平成30年度～令和2年度）実績平均の現年分収納率99.78%、滞納額越分収納率63.04%を上回るようにする。   | 健康こども部<br>保険年金課   |
| 36 | 311-04 | <b>保育所保育料の収納率維持向上対策</b>     | 催告書の送付、個別納入計画などの納付相談及び児童手当窓口払い等を実施するとともに、法的措置の実施等を行うことにより、現年度分収納率99.00%、滞納額越分収納率25.00%を上回るようにする。  | 健康こども部<br>保育こども園課 |
| 37 | 311-05 | <b>市営住宅使用料の収納率維持向上対策</b>    | 催告書等の送付、電話による督促及び臨戸訪問等により納入促進を図り、高額滞納者に対しては法的措置を検討し、進捗を図る。<br>なお、現年度収納率は入居者が低所得者等であることを鑑み、令和元年度実績が94.96%であることから95.00%を上回るよう、滞納額越分は令和2年度実績が14.42%であることから14.50%を上回るようにする。 | 都市整備部<br>都市計画課    |

| 年度別の達成目標                  |   |       |                   |         |
|---------------------------|---|-------|-------------------|---------|
| 令和4年度                     | 令和5年度   | 令和6年度 | 令和7年度             | 令和8年度   |
| 財産処分に係る県協議等、譲渡へ向けた準備を進める。 | 4月1日付けで関係団体へ移譲する。                                 |       |                   |         |
| 相手方と協議を継続する。              | ⇒   | ⇒     | 4月1日付けでJA江刺へ移譲する。 |         |
| 衣川地域内の各振興会との協議を行う         | 農村RMOや地域おこし協力隊との連携を図り、食材供給施設としての活用が可能かどうかの検討を進める。 | ⇒     |                   |         |
| 関係者との協議を通じ、譲受者の公募要項を検討する。 | 現状を維持   | ⇒     | ⇒                 | 施設を取り壊す |

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 次の収納率を維持する<br>現年度分 98.56%<br>滞納額越分 24.80% | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 次の収納率を維持する<br>現年度分 99.49%<br>滞納額越分 27.42% | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 次の収納率を上回る<br>現年度分 99.78%<br>滞納額越分 63.04%  | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 次の収納率を上回る<br>現年度分 99.00%<br>滞納額越分 25.00%  | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| 次の収納率を上回る<br>現年度分 95.00%<br>滞納額越分 14.50%  | ⇒ | ⇒ | ⇒ | ⇒ |

| プラン体系<br>大       | 連番     | 管理<br>番号                  | 実施項目名   | 実施内容   | 担当課               |
|------------------|--------|---------------------------|---|--|-------------------|
| 中                |        |                           |   |  |                   |
| 小                |        |                           |   |  |                   |
|                  | 38     | 311-06                    | 汚水処理施設使用料の収納率維持向上対策   | 水道料金と連携した徴収を継続するとともに、自家水道使用者の滞納対策を実施し、令和2年度の収納実績を上回るようにする。                                       | 上下水道部<br>経営課      |
|                  | 39     | 311-07                    | 浄化槽使用料の収納率維持向上対策  | 水道料金と連携した徴収を継続するとともに、自家水道使用者の滞納対策を実施し、令和2年度の収納実績を上回るようにする。                                       | 上下水道部<br>経営課      |
|                  | 40     | 311-08                    | 下水道事業に係る使用料の収納率維持向上対策   | 水道料金と連携した徴収を継続するとともに、自家水道使用者の滞納対策を実施し、令和2年度の収納実績を上回るようにする。                                       | 上下水道部<br>経営課      |
|                  | 41     | 311-09                    | 水道料金の収納率維持向上対策  | 滞納者に対して督促状の送付及び電話催告を実施し、納付の意識付けを行なうとともに、長期滞納者に対しては、定期的に給水停止処分を実施する。令和2年度の収納実績を上回るようにする。          | 上下水道部<br>経営課      |
|                  | 42     | 311-10                    | 医療未収金の収納率維持向上対策   | 未収予防向上策及び訪問徴収を継続するとともに、医療局全体で情報共有し訪問徴収員による徴収も引き続き行う。令和2年度実績の現年分収納率96.24%、滞納総額分収納率49.81を上回るようにする。 | 医療局経営管理部<br>経営管理課 |
|                  | 43     | 311-11                    | 奨学金返還金の収納率維持向上対策  | 償還計画の変更などの納付相談や電話、文書、訪問による催告等を実施し、過去3か年（平成30年度～令和2年度）実績平均の現年分収納率94.96%、過年度未済分収納率13.96%を上回るようにする。 | 教育委員会事務局<br>教育総務課 |
| <b>② 自主財源の確保</b> |        |                           |   |  |                   |
| 44               | 312-01 | ふるさと納税による収入確保             | ふるさと納税の制度を活用した市への寄附者を増やし、自主財源の確保とともに市のPRを拡充する。                  | 政策企画部<br>未来羅針盤課  |                   |
| 45               | 312-02 | 汚水処理使用料の見直し               | 汚水処理使用料について、3年ごとに見直しを行う。  | 上下水道部<br>経営課   |                   |
| 46<br>新          | 312-03 | 水道料金の見直し                  | 水道料金について、3年ごとに見直しを行う。   | 上下水道部<br>経営課   |                   |
| 47<br>新          | 312-04 | 施設使用料の適正化                 | 公共施設の使用料について、3年ごとに適正な受益者負担の考え方や水準を検討のうえ、その料金の適正化を図るために所要の改定を行う。 | 財務部<br>財政課   |                   |
| 48<br>新          | 312-05 | 手数料の適正化                   | 各種手数料について、隨時適正な水準を検討し、必要に応じて改定を行う。                              | 財務部<br>財政課   |                   |
| 49<br>新          | 312-06 | 旧奥州市土地開発公社の土地である市有財産の売却促進 | 旧土地開発公社から代物弁済された土地のうち、処分計画対象（ケース6及びケース7）の売却を促進する。               | 財務部<br>財産運用課   |                   |

| 年度別の達成目標                                 |   |   |   |   |
|--|---|---|---|---|
| 令和4年度                                    | 令和5年度                                   | 令和6年度                                   | 令和7年度                                   | 令和8年度                                   |
| 次の収納率を上回る<br>現年度分 99.45%<br>滞納総額分 92.13% | ⇒                                       | ⇒                                       | ⇒                                       | ⇒                                       |
| 次の収納率を上回る<br>現年度分 99.83%<br>滞納総額分 96.70% | ⇒                                       | ⇒                                       | ⇒                                       | ⇒                                       |
| 次の収納率を上回る<br>現年度分 99.84%<br>滞納総額分 58.88% | ⇒                                       | ⇒                                       | ⇒                                       | ⇒                                       |
| 次の収納率を上回る<br>現年度分 99.84%<br>滞納総額分 92.42% | ⇒                                       | ⇒                                       | ⇒                                       | ⇒                                       |
| 現年度分収納率<br>96.25%<br>滞納総額分収納率<br>49.82%  | 現年度分収納率<br>96.26%<br>滞納総額分収納率<br>49.83% | 現年度分収納率<br>96.27%<br>滞納総額分収納率<br>49.84% | 現年度分収納率<br>96.28%<br>滞納総額分収納率<br>49.85% | 現年度分収納率<br>96.29%<br>滞納総額分収納率<br>49.86% |
| 次の収納率を上回る<br>現年分 94.96%<br>滞納総額分 13.96%  | ⇒                                       | ⇒                                       | ⇒                                       | ⇒                                       |

|                                 |                     |              |                 |                            |
|---------------------------------|---------------------|--------------|-----------------|----------------------------|
| 寄附金額 10億円                       | ⇒                   | 寄附金額 12億円    | ⇒               | ⇒                          |
| 見直し検討                           | ⇒                   | 見直し実施        | 見直し検討           | ⇒                          |
| 見直し検討                           | ⇒                   | 見直し実施        | 見直し検討           | ⇒                          |
| 適正な水準の検討<br>改定要否の判断、改定案の作成、意見聴取 | 改定要否の判断、改定案の作成、意見聴取 | 使用料改定の実施     | 時期改定に向け適正な水準の検討 | 時期改定に向け改定要否の判断、改定案の作成、意見聴取 |
| 適正な水準の検討<br>改定要否の判断             | ⇒                   | ⇒            | ⇒               | ⇒                          |
|                                 | 売却金額 8,000万円        | 売却金額 5,000万円 | 売却金額 3,000万円    | ⇒                          |

| プラン体系<br>大   | 連番      | 管理<br>番号                                       | 実施項目名   | 実施内容                  | 担当課 |
|--------------|---------|--|---|-----------------------|-----|
| 中            |         |  |   |                       |     |
| 小            |         |  |   |                       |     |
| (2) 事務事業の見直し |         |  |   |                       |     |
| ① 質・量の適正化    |         |  |   |                       |     |
|              | 50<br>新 | 321-01<br><b>事務事業経費の削減（政策<br/>経費分）</b>         | 目標とされる事業費総額を踏まえて、選択と集中による施策の重点化を図ることとし、そのために必要な事業調整を行う。   | 政策企画部政策企画課・財務部財政課     |     |
|              | 51      | 321-02<br><b>馬術競技対象事業の見直し</b>                  | 馬術の普及及び地域における馬事文化の浸透を目的とした馬術競技振興供用馬の飼育管理事業を支援している。<br>事業補助金については、適正な補助金算定基準の設定と支援期間を定めて廃止を検討する。                             | 協働まちづくり部<br>生涯学習スポーツ課 |     |
|              | 52      | 321-03<br><b>コミュニティバス運行事業<br/>の見直し</b>         | 利用実態に合わせた運行内容とするため、第3次奥州市バス交通計画に基づき、各コミュニティバスの路線再編・廃止・短縮・減便等を実施する。奥州市地域公共交通計画（第4次奥州市バス交通計画）では路線再編の予定は無く、必要に応じて、路線の見直しを実施する。 | 政策企画部<br>政策企画課        |     |
|              | 53      | 321-04<br><b>市営バス運行事業の見直し</b>                  | 利用実態に合わせた運行内容とするため、第3次奥州市バス交通計画に基づき、市営バス各路線の再編・廃止・短縮・減便等を実施する。奥州市地域公共交通計画（第4次奥州市バス交通計画）では路線再編の予定は無く、必要に応じて、路線の見直しを実施する。     | 政策企画部<br>政策企画課        |     |
|              | 54<br>新 | 321-05<br><b>奥州市内小学校等創立記念<br/>事業補助金の基準の見直し</b> | 市内小中学校の創立記念事業に対して、助成基準に基づき補助金を交付しているが、平成20年に制定した基準であるため、現状に合わせて基準を見直す。  | 教育委員会事務局<br>学校教育課     |     |
|              | 55<br>新 | 321-06<br><b>医療給付事業（単独分）の<br/>重点給付</b>         | 医療給付事業のうち、子ども、妊娠婦、ひとり親について、現行の水準を維持する一方、重度心身障がい者及び寡婦については、県内他市の水準と同程度となるよう要件を見直しする。   | 健康こども部<br>保険年金課       |     |
| ② 業務の効率化     |         |  |   |                       |     |
|              | 56<br>新 | 322-01<br><b>事務事業経費の削減（経常<br/>経費分）</b>         | 予算編成において、適正なサービス水準にも配慮しつつ事務の効率化を徹底し、もって経常経費の抑制を図る。ただし、物価高騰等の当市の経営努力だけでは不可避な影響額は除く。  | 財務部<br>財政課            |     |
|              | 57      | 322-02<br><b>RPA導入による行政事務<br/>の効率化</b>         | RPA導入可能業務を洗い出し、実装することで、職員の業務負担を軽減し、コストの削減や業務の正確性の確保を図る。   | 総務部<br>行革デジタル戦略課      |     |
|              | 58<br>新 | 322-03<br><b>公用車台数の適正化の推進</b>                  | 公用車の維持費削減のため、庁内での共用化など効率的な運用に努め、公用車台数の適正化を推進する。また、不要となった公用車の公売を進める。   | 財務部<br>財産運用課          |     |
|              | 59      | 322-04<br><b>登記課税連携システムによ<br/>る事務の効率化</b>      | 法務局からの登記済通知書をデータで受領し、登記課税連携システムにより課税台帳に取り込むことで、職員の業務負担を軽減し、コストの削減や業務の正確性の確保を図る。   | 財務部<br>税務課            |     |

| 年度別の達成目標   |  |  |  |              |
|--|--|--|--|--------------|
| 令和4年度  | 令和5年度                                    | 令和6年度                                    | 令和7年度  | 令和8年度        |
|  |  |  |  |              |
| 翌年度の事業費総額を28億円（一般財源ベース）に調整する。                          | 未来投資枠事業を除き、翌年度の事業費総額を28億円（一般財源ベース）に調整する。 | ⇒  | ⇒  | ⇒            |
| 相手方との協議・調整   | ⇒  |  |  |              |
| ・廃止路線代替バス1路線の廃止<br>・水沢コミュニティバスの見直し、前沢コミュニティバスの見直し協議を実施 | 前沢コミュニティバスの見直しを実施                        | 第4次奥州市バス交通計画を進めて行く中で、必要に応じて、路線の見直しを実施する。 | ⇒  | ⇒            |
| 市営バス5路線の見直しを実施   | 市営バス3路線の見直しを実施                           | 第4次奥州市バス交通計画を進めて行く中で、必要に応じて、路線の見直しを実施する。 | ⇒  | ⇒            |
| 基準の見直し   | 新基準を適用                                   |  |  |              |
| 関係団体等との協議、変更内容の周知                                      |  |  |  |              |
|  |  |  |  |              |
| 翌年度の経常経費を前年度比（一般財源ベース）同額とする。                           | ⇒  | ⇒  | ⇒  | ⇒            |
| 導入業務の検討・構築   | ⇒  | ⇒  | ⇒  | ⇒            |
| 業務削減時間4,400時   | 業務削減時間5,300時                             | 業務削減時間6,200時                             | 業務削減時間7,100時   | 業務削減時間8,100時 |
| 維持台数 186台  | 維持台数 184台                                | 維持台数 180台                                | 維持台数 178台  | 維持台数 176台    |
| 公用車台数 2台   | 公用車両削減台数 2台                              | 公用車両削減台数 2台                              | 公用車両削減台数 2台  | 公用車両削減台数 2台  |
| 導入の検討  | ⇒  | ⇒  | 全庁の基幹系システムの更新時期（時期は未定）に合わせ登記課税連携システム導入（登記課税連携機能追加）を実施する。 | ⇒            |

| プラン体系 |    | 連番     | 管理番号         | 実施項目名   | 実施内容                  | 担当課 |
|-------|----|--------|--------------|---|-----------------------|-----|
| 大     | 中  | 小      |              |   |                       |     |
| 新     | 60 | 322-05 | 相続人管理システムの導入 | 府内の複数課で独自に行っている相続人調査について、システムを導入することにより情報を一元管理し、業務の効率化を図る。                                | 財務部<br>税務課            |     |
|       | 61 | 322-06 | フリーアドレスの導入   | ペーパーレスの推進及び執務スペースの有効活用や備品購入費の抑制を進めるとともに、職員のコミュニケーションの活性化を図り進捗管理の効率を高めるため、フリーアドレスの導入検討を行う。 | 総務部行革デジタル戦略課・財務部財産運用課 |     |

(3) 市有財産の適正管理

① 施設の適正な維持管理

|         |        |                    |  |                       |
|---------|--------|--------------------|--|-----------------------|
| 62<br>新 | 331-01 | 公共施設の予防保全の取組<br>推進 | 公共施設等総合管理計画において、施設の管理に関して「事後保全」から「予防保全」へと方針転換をしたことから、施設を安全に長期間使用できるよう、「予防保全」を着実に進めるための仕組みを構築する。  | 総務部<br>行革デジタル戦略課      |
| 63      | 331-02 | 体育館等の配置の見直し        | 体育館は、大会レベル施設と地域スポーツ施設を区分して管理し、各地域にスポーツ活動の拠点施設として観覧席が整備された施設を1箇所ずつ残し、それ以外の大規模施設は、耐用年数満了時をもって廃止する。地域スポーツ施設は、新規建設をせず、学校施設等を含めた将来見込まれる利用者数に合わせて全体の利用調整を図る。 | 協働まちづくり部<br>生涯学習スポーツ課 |
| 64      | 331-03 | 文化財施設の整理統合         | 文化財を適正に保存及び展示する奥州市文化財施設の建設検討を開始する。   | 教育委員会事務局<br>歴史遺産課     |
| 65      | 331-04 | 歴史公園等の整理統合         | 借地となっている公園を含め、歴史公園等の整理統合について検討を開始する。   | 教育委員会事務局<br>歴史遺産課     |

② 保有財産の有効活用と整理統合

|    |        |                      |   |              |
|----|--------|----------------------|---|--------------|
| 66 | 332-01 | 未利用財産の利活用            | 未利用財産について、積極的に売却処分や貸付けなどを促進する。特に、廃止した学校や幼稚園等の跡地については、地域の意見を踏まえながら、その地域の活性化に寄与する利活用につなげる。  | 財務部<br>財産運用課 |
| 67 | 332-02 | 胆沢トレーニング農場セミナーハウスの廃止 | ①主に研修会及び会議としての利用があるが、利用者が減少し、他の類似施設での利用も可能であるため、新たな活用策について検討し、決定後廃止する。<br><br>②条例廃止後も、農家レストラン等が入居する付帯施設がセミナーハウスに隣接する形で同一敷地内に残る。これら三者には、継続して運営していくよう取り計らう。 | 農林部<br>農政課   |

| 年度別の達成目標 |       |                    |       |       |
|----------|-------|--------------------|-------|-------|
| 令和4年度    | 令和5年度 | 令和6年度              | 令和7年度 | 令和8年度 |
|          |       | 相続人管理システムの導入       |       |       |
|          |       | 試行導入開始・試行結果検証・導入検討 | 導入開始  | 導入拡大  |

|  |  |   |   |   |
|--|--|---|---|---|
| 公共施設等総合管理計画における「施設の管理に関する方針」の具体的な進め方を検討する。 | 翌年度予算に予防保全に係る予算を確保する仕組みを構築し、予算要求に反映させる。        | ⇒ | ⇒ | ⇒                                       |
| 関係機関と協議を継続する。                              | ⇒  | ⇒ | ⇒ | ⇒                                       |
| 審議会等で文化財施設の整理統合等について意見交換を行う。               | 文化財保存地域計画策定（R5～R7の3カ年）する中で、文化財施設の整理統合について検討する。 | ⇒ | ⇒ | 文化財保存地域計画策定後、再編等検討委員会を立ち上げ、本格的な検討を開始する。 |
| R4年度に現在の借地契約が満了したことから、地権者と契約更新について協議する。    | 文化財保存地域計画策定（R5～R7の3カ年）する中で、歴史公園の整理統合について検討する。  | ⇒ | ⇒ | 文化財保存地域計画策定後、再編等検討委員会を立ち上げ、本格的な検討を開始する。 |

|  |  |  |                              |                              |
|--|--|--|------------------------------|------------------------------|
| ・普通財産建物利用率76%<br>(令和3年度:75%)<br>・新規利活用件数 2件  | ・普通財産建物利用率77%<br>・新規利活用件数 2件   | ・普通財産建物利用率78%<br>・新規利活用件数 2件   | ・普通財産建物利用率79%<br>・新規利活用件数 2件 | ・普通財産建物利用率80%<br>・新規利活用件数 2件 |
| 当該施設の付帯施設において事業活動（農家レストラン、食品加工業、産直）を行っている3団体（店子）及び地区振興会に対し、当該施設の新たな活用策について意向調査を行う。なお、付帯施設に関する大規模修繕等は今後行わないことの説明を店子に対し行う。 | ①条例廃止の手続きを進める。<br>②普通財産として貸付いている付帯施設には、現在3店舗が入居していることから、今後大規模修繕は行わない旨を説明した上で、単年度ごとに継続して貸し出すように取り計らう。 | ①当該施設の新たな活用策について検討を行う。活用策の決定後には、条例廃止の手続きを進める。<br>②普通財産として貸付いている付帯施設には、現在3店舗が入居していることから、単年度ごとに継続して貸し出すように取り計らう。 | ⇒                            | ⇒                            |

| プラン体系<br>大 | 連番      | 管理<br>番号 | 実施項目名        | 実施内容   | 担当課               |
|------------|---------|----------|--------------|--|-------------------|
| 中          |         |          |              |  |                   |
| 小          |         |          |              |  |                   |
|            | 68      | 332-03   | 衣川歴史ふれあい館の廃止 | 実物資料を有しない観光施設で郷土資料館条例の設置目的に合致しないほか、老朽化し利用者数の減少が進んでいるため、展示物を他施設に移設し、廃止する。 | 教育委員会事務局<br>歴史遺産課 |
|            | 69<br>新 | 332-04   | 瀬原交流館の地元譲渡   | 高齢者と児童生徒との世代を超えた交流を図る場として設置しているが、公の施設としては廃止し、財産処分制限期間が終わる令和6年度に地元へ譲渡する。  | 福祉部<br>長寿社会課      |

#### (4) 財務状況の長期的な管理

##### ① 長期債務と基礎的財政収支の適正化

|    |        |                       |  |              |
|----|--------|-----------------------|--|--------------|
| 70 | 341-01 | 財政調整基金の確保             | 財政計画、長期財政見通しに基づく、持続可能な財政運営に必要な財政調整基金を確保するとともに、財政状況の見える化の推進を図る。   | 財務部<br>財政課   |
| 71 | 341-02 | プライマリーバランスの黒字堅持       | 新規の市債発行額を抑制し、プライマリーバランスの黒字を堅持する。   | 財務部<br>財政課   |
| 72 | 341-03 | 地方債残高の圧縮と世代間負担の公平性の確保 | 臨時財政対策債を除いた一般会計及び特別会計の地方債年度末現在の圧縮を図る。<br>また、人口減少による市民一人当たりの負担増が見込まれる中においても、令和2年度末の一人当たりの負担額より増加しないよう努める。 | 財務部<br>財政課   |
| 73 | 341-04 | 第三セクター等改革推進債の借入残高の縮減  | 土地処分計画に基づき、旧土地開発公社の財産処分を推進し、借入残高の早期解消を図る。  | 財務部<br>財産運用課 |

##### ② 費出見直しによる財政規模の適正化

|         |        |               |   |                       |
|---------|--------|---------------|---|-----------------------|
| 74<br>新 | 342-01 | 補助金・負担金の整理合理化 | 恒常に支出されている補助金・負担金について、財政健全化のための見直しを行い、交付目的の性質に応じた次の削減割合（令和2年度比）を基本として圧縮を図る。<br>①特定政策的交付 10%減<br>②イベント交付 20%減<br>③施設運営交付 5%減<br>④団体運営交付 10%減 | 総務部<br>行革デジタル戦略課      |
| 75      | 342-02 | 青少年問題協議会の統合   | 青少年問題協議会を類似する少年センター運営協議会及び生徒指導研究推進協議会と統合し、青少年問題協議会は廃止する。  | 協働まちづくり部<br>生涯学習スポーツ課 |

#### 4 市民参画と協働の推進

##### (1) 市民力・地域力の活用

###### ① 自治組織や各種団体の自立支援と連携

|         |        |                       |  |                      |
|---------|--------|-----------------------|--|----------------------|
| 76<br>新 | 411-01 | 市民活動支援センターを通じた市民活動の支援 | 市民活動支援コーディネーターを中心に、市民公益活動に係る相談への対応、各種情報の提供、団体同士のネットワーク構築の支援等を行う。 | 協働まちづくり部<br>地域づくり推進課 |
|---------|--------|-----------------------|--|----------------------|

| 年度別の達成目標       |                    |          |           |       |
|----------------|--------------------|----------|-----------|-------|
| 令和4年度          | 令和5年度              | 令和6年度    | 令和7年度     | 令和8年度 |
| 地域と協議する。       | ⇒                  | ⇒        | 年度末をもって廃止 |       |
| 譲渡に向け、地元と協議する。 | 地元との協議に基づき、用途廃止する。 | 地元に譲渡する。 |           |       |

|   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| 決算ベースでの財政調整基金取崩額<br>財政計画で見込む額以内（3億5,000万円）                      | 決算ベースでの財政調整基金取崩額<br>財政計画で見込む額以内（2億5,300万円） | 決算ベースでの財政調整基金残高<br>財政計画で見込む額以上（69億4,700万円） | 決算ベースでの財政調整基金残高<br>財政計画で見込む額以上（63億9,200万円） | 決算ベースでの財政調整基金残高<br>財政計画で見込む額以上（59億8,200万円） |
| プライマリーバランスの黒字を堅持 18.6億円   | プライマリーバランスの黒字を堅持 3.2億円                     | プライマリーバランスの黒字を堅持 11.9億円                    | プライマリーバランスの黒字を堅持 28.4億円                    | プライマリーバランスの黒字を堅持 17.2億円                    |
| 臨時財政対策債を除いた一般会計及び特別会計の地方債年度末現在の前年度比減及び市民一人当たりの地方債残高の令和2年度比同額以下。 | ⇒  | ⇒  | ⇒  | ⇒  |
| 分譲地の売却件数 20<br>区画<br>もしくは売却金額 1億円                               |  |  |  |  |

|                                    |           |                    |   |   |
|------------------------------------|-----------|--------------------|---|---|
| 見直し内容の検討、関係団体との調整                  | 交付額の圧縮の継続 | ⇒                  | ⇒ | ⇒ |
| 県内他市の状況を調査するとともに、類似協議会担当課との協議を行なう。 | ⇒         | 青少年問題協議会の方向性を決定する。 | ⇒ | ⇒ |

|                         |                         |                         |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 市民活動支援センター登録団体数<br>224件 | 市民活動支援センター登録団体数<br>229件 | 市民活動支援センター登録団体数<br>234件 | 市民活動支援センター登録団体数<br>239件 | 市民活動支援センター登録団体数<br>244件 |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|

| プラン体系<br>大           | 連番      | 管理<br>番号 | 実施項目名                    | 実施内容  | 担当課                  |
|----------------------|---------|----------|--------------------------|---|----------------------|
| 中                    |         |          |                          |   |                      |
| 小                    |         |          |                          |   |                      |
|                      | 77<br>新 | 411-02   | 協働の提案テーブルの活用<br>促進       | 協働の担い手と市の話し合いの場としての機能に加え、協働の担い手同士をつなげる場としての機能も向上させ、地域課題解決のための協働の提案テーブルの活用を促進する。   | 協働まちづくり部<br>地域づくり推進課 |
|                      | 78<br>新 | 411-03   | 包括連携企業との協働による事業実施        | 包括連携協定を締結している企業と市担当課が協働で取り組むことができるものを提案し合い、セミナーや研修会の開催などを協働で行うことで、効率的・効果的な事業実施を図る。  | 政策企画部<br>政策企画課       |
|                      | 79<br>新 | 411-04   | 地区住民との協働による新たな交通手段の導入    | 第3次奥州市バス交通計画に基づき、持続性が高く効率的な地区内交通を地元住民団体等との協働により導入する。奥州市地域公共交通計画（第4次奥州市バス交通計画）では新たな導入の予定は無く、利用実態に合わせて、より効率的となるよう運行内容の見直しを実施する。 | 政策企画部<br>政策企画課       |
| (2) 市民参画の推進と多様な人材の育成 |         |          |                          |   |                      |
|                      | 80      | 412-01   | 協働のまちづくりを推進する地域リーダーの養成   | 「協働のまちづくりアカデミー」による協働の担い手として活躍する地域リーダーの育成と地域づくりに参加する人材の発掘を行い、その修了生が主体となった活動の支援、修了生と地域がつながる取り組みを行う。                             | 協働まちづくり部<br>地域づくり推進課 |
|                      | 81      | 412-02   | 医師養成奨学資金受給者の市立病院等への着任の促進 | 医師養成奨学資金を通じて市立病院及び診療所に着任する医師を養成し、当該医療機関の安定的な経営に寄与する人材を確保する。   | 医療局経営管理部<br>医師確保推進室  |

※ 達成目標については、進捗状況や関連する各種計画等の見直し状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

※ 連番の欄に「新」と表示している項目は、第2次プランで新規に取り組む項目です。

| 年度別の達成目標                                 |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| 令和4年度                                    | 令和5年度                                    | 令和6年度                                    | 令和7年度                                    | 令和8年度                                    |
| 協働の提案テーブル事業の実現数<br>13件                   | 協働の提案テーブル事業の実現数<br>7件                    | ⇒  | ⇒  | ⇒  |
| セミナー、研修会などの開催における連携協定企業との協働による実施件数<br>4件 | セミナー、研修会などの開催における連携協定企業との協働による実施件数<br>5件 | セミナー、研修会などの開催における連携協定企業との協働による実施件数<br>6件 | セミナー、研修会などの開催における連携協定企業との協働による実施件数<br>7件 | セミナー、研修会などの開催における連携協定企業との協働による実施件数<br>8件 |
| 当該年度末（翌年度4月1日を含む）までに対象19地区中、13地区で事業開始する。 | 当該年度末（翌年度4月1日を含む）までに対象19地区中、19地区で事業開始する。 | 利用実態に合わせて、運行内容の見直しを実施する。                 | ⇒  | ⇒  |
| 協働のまちづくりアカデミー修了生数<br>121名                | 協働のまちづくりアカデミー修了生数<br>134名                | 協働のまちづくりアカデミー修了生数<br>144名                | 協働のまちづくりアカデミー修了生数<br>154名                | 協働のまちづくりアカデミー修了生数<br>164名                |
| 在籍数4人                                    | ⇒  | ⇒  | ⇒  | ⇒  |